

(参考)

農薬の登録制度と農薬登録保留基準について

1 農薬取締法上の位置づけ

農薬取締法に基づき、製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないとされており、この登録に当たっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づき登録検査を行い、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を保留することとなっている（農薬登録保留基準）。このうち4）から7）までの基準は農薬取締法第3条第2項に基づき環境大臣が定めることとされている。

- 1) 申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。
- 2) 農作物等に害があるとき。
- 3) 通常の危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。
- 4) 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 5) 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 6) 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。
- 7) 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の二において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の二において同じ。）の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 8) 名称が不適切であるとき。
- 9) 薬効が著しく劣るとき。
- 10) 公定規格が定められているもので、それに適合しないとき。

2 環境大臣が定める登録保留基準

農薬取締法第3条第2項に基づき環境大臣が定める基準は「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件」（昭和46年3月2日付け農林省告示346号）により告示されており、その概要は次のとおりである。

- (1) 作物残留に係る農薬登録保留基準について一法第3条第1項第4号
 - ① 食品衛生法の食品規格（残留農薬基準）に適合しない場合
 - ② ①が定められていない場合は環境大臣が定める基準に適合しない場合
- (2) 土壌残留に係る農薬登録保留基準について一法第3条第1項第5号
農薬の成分物質等の土壌中での半減期が、規定されたほ場試験で180日以上等
- (3) 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準について一法第3条第1項第6号
公共用水域における環境中予測濃度（水産PEC）と魚類、甲殻類、藻類の急性毒性値から算出した急性影響濃度（AEC）を比較し、水産PEC>AECとなる場合
- (4) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準について一法第3条第1項第7号
 - ① 公共用水域における環境中予測濃度（水濁PEC）の水を1日2L飲んだ場合にADIの10%を上回る場合
 - ② 公共用水域に流出した農薬に汚染された魚介類が食品衛生法の食品規格（残留農薬基準）に適合しない場合